

常陸太田市新総合体育館整備基本計画 【改訂版】

令和3年8月改訂

常陸太田市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 市民体育館の現状と市民ニーズの把握

- 1 市民体育館の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 市民等アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 基本コンセプト・整備方針

- 1 基本コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 SDGsの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 体育館整備計画

- 1 諸室の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 想定延べ床面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 諸室の配置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4 設備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5 防災機能等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 配慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第5章 体育館配置計画

- 1 山吹運動公園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 関係法令の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 体育館配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 4 周辺道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 駐車場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第6章 概算事業費と財源

- 1 概算事業費と財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第7章 実現に向けて

- 1 概算維持管理費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 収入の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 管理運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 整備スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第8章 資料編

- 1 常陸太田市新総合体育館整備基本計画庁内検討委員会・・・・・・・・ 46
- 2 常陸太田市新総合体育館整備基本計画策定委員会・・・・・・・・・・ 48
- 3 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

1 計画策定の背景

近年、自由時間の増大や健康志向の広がりなどに伴い、市民のスポーツや健康に対する意識も変化しています。本市では、平成 31 年 3 月に「常陸太田市スポーツ推進計画」を策定し、「子どものスポーツ活動の推進」、「スポーツを通じた健康増進」、「スポーツ施設の整備と適切な維持管理」の 3 つの目標を掲げ、誰もが心身ともに元気で、住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう様々な施策に取り組んでいます。

また、令和元年に開催された「いきいき茨城ゆめ国体」において、本市は成年男女ソフトボールの会場となりましたが、この国体開催を契機に市民のスポーツに対する機運も高まり、小中学生や高校生が各種大会で好成績を収めています。

そのような中、昭和 52 年 7 月に竣工した常陸太田市山吹運動公園市民体育館（以下「市民体育館」という。）は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の中心拠点として、長い間親しまれてきました。

しかしながら、建設から 40 年以上の経過による老朽化の進行や、バリアフリー化の未対応など課題も多く、令和 2 年 3 月に策定した「常陸太田市スポーツ施設整備計画」において、市民体育館は老朽化及びバリアフリーいずれも「劣」と評価されたことから、最優先で更新（建替え）を図る必要があるとの方向性を示しました。

さらに、これからの体育館はスポーツを「する」ことはもちろん、スポーツを「みる」ことによる感動や、スポーツを「ささえる」活動への参画など、体育館に求められる役割の変化に対し、アリーナの規模や設備の問題により対応できていない現状となっており、令和 2 年 10 月に実施した市民アンケートにおいて、体育館整備の必要性について聞いたところ約 80%の市民が「必要」または「どちらかといえば必要」と回答があったことなどの背景を踏まえ、このたび山吹運動公園内に新たな総合体育館^{*}を整備することとしたところです。

この「常陸太田市新総合体育館整備基本計画」は、本市の将来の人口動態や財政状況を見据えた中で、新総合体育館の整備にむけた基本方針（コンセプト）や整備方針、体育館の規模や諸室の機能などを具体的に示すことを目的に策定したものです。

総合体育館・・・一般的に、アリーナ（競技場、観覧席）、多目的室、トレーニングルームなど、複数の機能を備えた屋内スポーツ施設の総称

2 計画の位置付け

本市では、市の最上位計画である「常陸太田市第6次総合計画」を策定し、総合計画で定めた政策や施策の実現に向けて、各分野で個別に計画を策定しています。

本計画の策定にあたっては、「常陸太田市スポーツ推進計画」及び「常陸太田市スポーツ施設整備計画」で示したスポーツ施設の整備の方向性を具体化するとともに、各種行政計画に加え、国や県の各種計画やガイドライン等との整合性を図ることとします。

(1) 市のスポーツに関する各種計画

①第6次常陸太田市総合計画前期基本計画（平成27年3月策定）

Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり

スポーツ・レクリエーション活動への支援として、「誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しめるよう環境整備を行う」としています。

また、重点施策として「老朽化したスポーツ施設について、緊急性の高いものから計画的に改修を進める」こととし、各施設の利用実態などを踏まえた整備・修繕計画を策定し、施設整備を進めていく必要がある。」としています。

②常陸太田市教育大綱（平成28年2月策定）

夢を育み 豊かに生きる人づくり「夢育」を基本理念とし、5つの基本目標を定めています。スポーツに関する基本目標として、「スポーツや運動に親しみ、心も体も健康な人づくり」を定め、「市民のニーズに応えられる施設整備を進め、いつでも快適に使用ができるスポーツや運動のできる体育施設の提供を進めていく」としています。

③常陸太田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

市の公共施設の在り方について、基本的な考え方や方針、今後の方向性を示した計画です。

- 【基本方針1】 公共施設等の総量適正化
- 【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保
- 【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施
- 【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進
- 【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築

④常陸太田市スポーツ推進計画（平成31年3月策定）

市のスポーツ振興について基本的な考えを示した計画で、目標のひとつとして「スポーツ施設の整備と適切な維持管理」を掲げ、利用状況に見合った適正な施設整備や機能別のスポーツ施設の再編を実施することとしています。

⑤常陸太田市スポーツ施設整備計画（令和2年3月策定）

市内のスポーツ施設について将来の方向性等を明らかにするために策定した計画で、評価指標により、「更新（建替え）」、「機能向上・拡大」「現状維持」「廃止」に分類され、市民体育館は老朽化やバリアフリー未対応などの評価結果により「更新（建替え）」の方向性が示されています。

⑥常陸太田市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）

山吹運動公園は、老朽化の進む箇所もみられるため、安全で快適に運動できる公園として、適切な維持管理を図るとともに、運動施設の整備等も必要に応じ検討し、利活用に努めるとしてまいります。

⑦第2期常陸太田市まち・ひと・しごと総合戦略（令和2年7月策定）

基本目標のひとつである「本市とのつながりを築き、本市への新しいひとの流れをつくる」ために新総合体育館整備事業を位置づけし、スポーツを通じた新たなひとの流れを生み出すことで、賑わいの創出や交流人口の拡大を図ることとしています。

⑧常陸太田市新市建設計画

体育館整備の財源として合併特例債の活用を見込んでいることから、本計画を新市建設計画に位置づけます。

（2）国・県のスポーツに関する関連計画

①スポーツ基本法（平成23年8月施行）

国民がスポーツに親しむことができ、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善などを求めています。また、スポーツ施設の整備にあたっては、利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障がい者等の利便性の向上を図ることを目的としています。

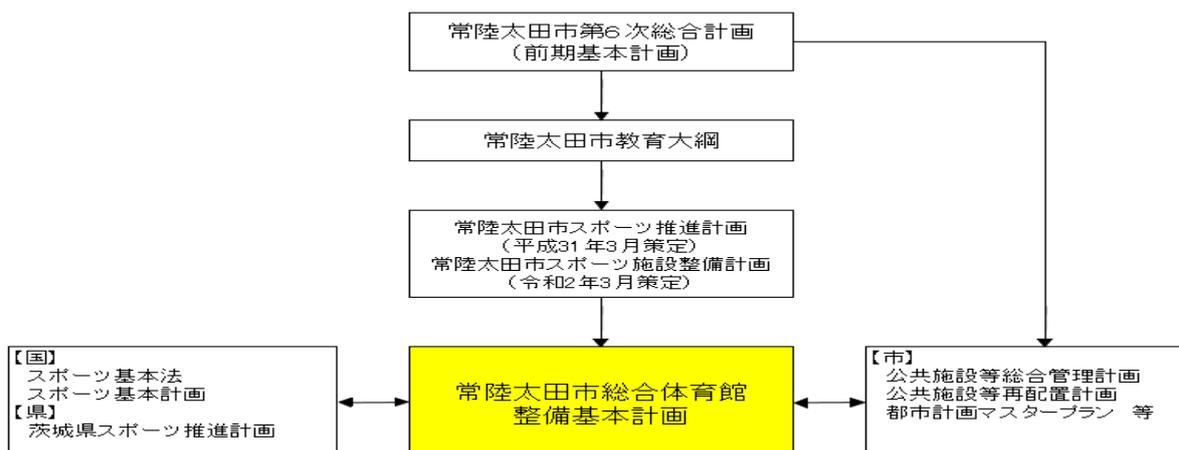
②第2期スポーツ基本計画（平成29年3月策定）

『スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実』を掲げており、政策目標として、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を行うことが明記されています。

③茨城県スポーツ推進計画（平成27年3月策定）

「活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成」を基本理念とし、ライフステージに応じたスポーツ活動及び交流の機会の創出や、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備と充実など4つの柱を掲げています。

【計画の位置付け】

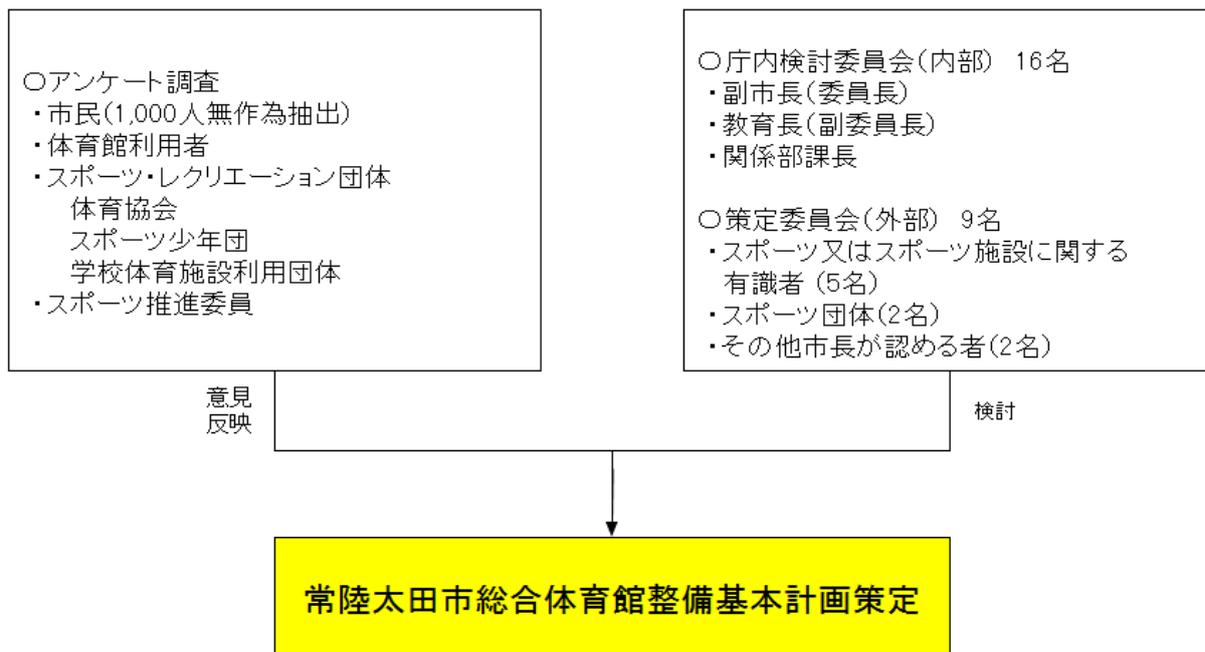


3 計画策定の体制

計画の策定にあたって、スポーツやスポーツ施設の有識者やスポーツ団体等で構成する「常陸太田市新総合体育館整備基本計画策定委員会」や、庁内関係部署で構成する「常陸太田市新総合体育館整備基本計画庁内検討委員会」を設置し、新総合体育館の基本コンセプトや整備方針、規模及び諸室の機能等について検討しました。（「第8章 資料編」45ページ以降を参照）

また、市民、体育館利用団体、スポーツ競技団体などへアンケート調査を行い、現体育館の評価や新体育館への要望等について幅広く意見をいただきました。

【計画策定の体制】



1 市民体育館の現状

(1) 市内スポーツ施設の位置

本市は、平成 16 年 12 月に常陸太田市、金砂郷町、水府村及び里美村の 1 市 1 町 2 村による市町村合併し、各地区にスポーツ施設が整備されています。



山吹運動公園内には、市民体育館のほかに野球場、少年野球場、運動広場、テニスコート、弓道場、武道館、相撲場が整備されています。



(2) スポーツ施設の今後の方向性

常陸太田市スポーツ施設整備計画（令和2年3月策定）をもとに、市内スポーツ施設の今後の方向性を決定しました。

市民体育館は、利用者が多く市民のスポーツの場として重要な機能と位置づけられている一方、老朽化やバリアフリーの未対応などにより、最優先での更新（建替え）を図る必要があると方向性を示しています。

【各スポーツ施設の今後の方向性】

NO	施設名称 位置づけ・役割等	施設名	課題	今後の方向性		優先度
				方向性	特記事項	
①	山吹運動公園 ・本市のスポーツ活動の拠点 ・複合用途のスポーツ施設 ・利用者が増加傾向	市民体育館	・老朽化が著しい ・空調設備がない ・トイレの数が足りない ・バリアフリー未対応 ・施設が狭い ・観覧席が少ない ・駐車場が足りない	更新	・トップレベルの試合が可能な体育館を整備	高
		武道館	・バリアフリー未対応 ・天井材、床材が交換時期 ・空調設備がない ・利用者が減少傾向	現状維持		中
		弓道場	・基礎周りが沈下	現状維持		中
		運動広場、芝広場	・天然芝が劣化	現状維持		中
		野球場	・天然芝の張替時期である。 ・外野フェンス基礎が崩壊	現状維持		中
		少年野球場	・グラウンドに凸凹がある	現状維持		中
		テニスコート(6面)	・人工芝が劣化	更新	・春友運動公園の機能集約	高
		相撲場	・利用者が少ない	廃止	・施設の在り方を検討	高
②	春友彫刻の森運動公園 ・利用者は減少傾向 ・廃止の方向	テニスコート(2面)	・管理面の負担が大きい。 ・河川が近く、浸水被害を受けることがある。	廃止	・山吹運動公園へ機能集約	高
③	白羽スポーツ広場 ・本市のスポーツ活動の拠点 ・ソフトボール、サッカーの中心的施設	多目的スポーツ広場（ソフトボール）		機能向上 ・拡大	・人工芝等の整備を検討 ・サッカー人口増加による施設整備の検討が必要	高
		ふれあいスポーツ広場（サッカー）	・凹凸が激しく、芝が荒廃			

NO	施設名称 位置づけ・役割等	施設名	課 題	今後の方向性		優先 度
				方向性	特記事項	
④	大里ふれあい広場 ・本市のスポーツ活動の拠点 ・複合用途のスポーツ施設 ・災害避難所としての位置づけ ・学校プールとしての位置づけ	ターゲットパード ゴルフ場		現状維持		中
		ふれあいセンター		現状維持		中
		プール		現状維持	・プール設備の更新を検討	中
		テニスコート (2面)		現状維持		中
		野球場 (硬式野球も可)	・県営住宅に隣接	機能向上 ・拡大	・防球ネットを設置 令和2年度中に高さ30m増設	高
⑤	大方運動広場 ・本市のスポーツ活動の拠点 ・野球場, サッカー各1面	南側(野球)	・水はけが悪い ・防球フェンスが低い	機能向上 ・拡大	・野球場の拡張 ・雨水対策を図る	高
		北側(サッカー)				
⑥	水府海洋センター ・水府地区における体育館とプール ・水府地区小中学校のプール授業の実施場所	体育館 (柔剣道室含む)		現状維持		中
		プール		現状維持		中
⑦	天下野運動公園 ・水府海洋センターに隣接する運動広場(野球場)とテニスコート	運動広場 (野球場)		現状維持		中
		テニスコート (2面)	・劣化がみられる。 ・利用者が少ない。	廃止		高
⑧	松平運動公園 ・サッカー, ゲートボール場	サッカー, ゲートボール場		現状維持		中
⑨	里美運動公園 ・里美地区におけるスポーツ施設	野球場		現状維持		中
		テニスコート		廃止	・既に利用を中止。	低
⑩	温水プール ・指定管理者により運営 ・市内小中学校のプール授業の実施場所	温水プール		現状維持		中

(3) 市民体育館の現状

①概要

市民体育館は、市のスポーツ活動の中心拠点として多くの市民に利用されていますが、老朽化やバリアフリーへの対応など多くの課題を抱えています。

竣 工	昭和 52 年 7 月	
構 造	鉄骨造 2 階建	
延床面積	2,405 m ²	
諸 室	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ (1,086 m²) ・柔剣道室 ・卓球室 ・会議室 ・ミーティングルーム 2 室 	
観覧席	212 席	

②主な課題

<p>バリアフリーへの未対応①</p>  <p>2 階への利用は階段のみ。</p>	<p>バリアフリーへの未対応②</p>  <p>更衣室入口に段差がある。</p>	<p>トイレ</p>  <p>トイレの数が足りない。 (1 階に男女各 1 室)</p>
<p>アリーナ (1,062 m²)</p>  <p>アリーナの面積が狭いため、公式大会が開催できない。</p>	<p>観覧席 (212 席)</p>  <p>観覧席が少ないため、「みるスポーツ」への対応ができない。</p>	<p>エントランス</p>  <p>狭いため、大会時の受付や選手の集合時に混雑してしまう。</p>

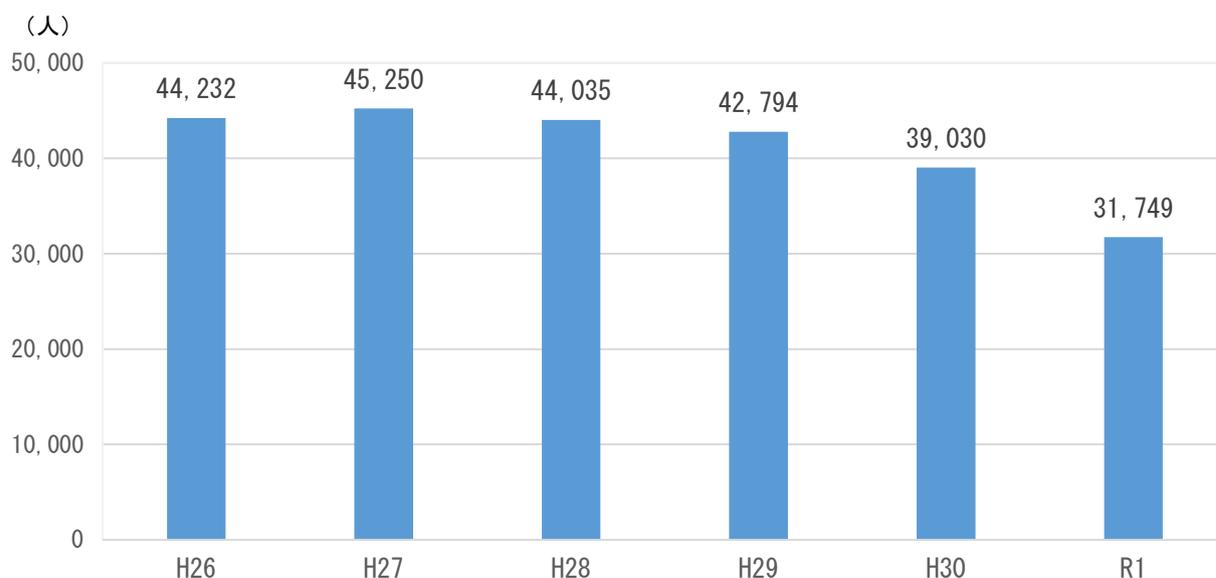
③利用状況

アリーナの主な利用は、バスケットボール、バレーボール、卓球及びバドミントンです。市体育協会専門部や中学校体育連盟主催大会を開催していますが、公式コートが確保できないため、それ以上の大会は開催できません。

柔剣道室は、剣道、空手道、居合などの武道のほか、ダンスやヨガなどで利用しています。

スポーツ以外では、選挙開票所、保育園等の運動会、福祉バザーなどの利用があります。

なお、平成30年度以降の利用実績が減少しているのは、いきいき茨城ゆめ大会の本大会（令和元年9月）や、全日本総合女子ソフトボール選手権大会（平成30年9月）等の開催、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため一般利用を制限したことによるものです。



【体育協会専門部主催大会・教室】

開催状況

体育協会専門部による大会開催状況をみると、バスケットボール、バレーボール及び卓球大会が中心となっています。逆に武道大会（剣道、柔道、空手道）は市民体育館以外での開催が多くなっています。

専門部	令和元年度			令和2年度（事業計画）		
	体育館等	体育館以外	計	体育館等	体育館以外	計
バスケットボール	4	1	5	8	2	10
バレーボール	6	4	10	5	4	9
卓球	4		4	4		4
バドミントン	1		1	1		1
剣道	2	2	4	3	3	6
柔道		4	4		5	5
空手道		8	8	1	6	7
弓道	2		2	2		2
インディアカ		2	2		2	2
エアロビクス		1	1		1	1
計	19	22	41	24	23	47

体育館等・・・市民体育館，武道館，弓道場

体育館以外・・・水府海洋センター，学校体育館，他市町村

参加者数

令和元年度に開催された大会で最も参加者数が多かったのは、小中学生対象の「常陸太田市剣道大会」の628人です。

専門部	大会	開催日	参加者
剣道	常陸太田剣道大会	1日	628人
バスケットボール	常陸太田市Sバスケットボールリーグ	年間	500人
	スプリングフェスティバル in 山吹	4日	450人
	市長杯近郊中学校バスケットボール大会	2日	403人
卓球	市近郊中学校卓球大会	1日	213人
	市民卓球大会（個人戦）	1日	177人
バレーボール	近郊中学校バレーボール大会	1日	148人

3 市民等アンケート結果

新総合体育館整備基本計画の策定にあたり、体育館に対するニーズを把握するため、令和2年10月に市民、体育館利用団体、スポーツ・レクリエーション団体及びスポーツ推進委員に対しアンケート調査を行い、現市民体育館の評価や新総合体育館への要望等について、幅広く意見をいただきました。

調査対象	配布数	回答数	回収率
市民アンケート※（1,000人無作為抽出）	1,000	494	49.4%
体育館利用団体 ※体育館利用時に配布・回収	20	20	100.0%
スポーツ・レクリエーション団体 屋内利用団体のみ （体育協会、スポーツ少年団、学校体育施設利用団体）	90	38	42.2%
スポーツ推進委員	37	23	62.2%
計	1,147	575	50.1%

※市民アンケート

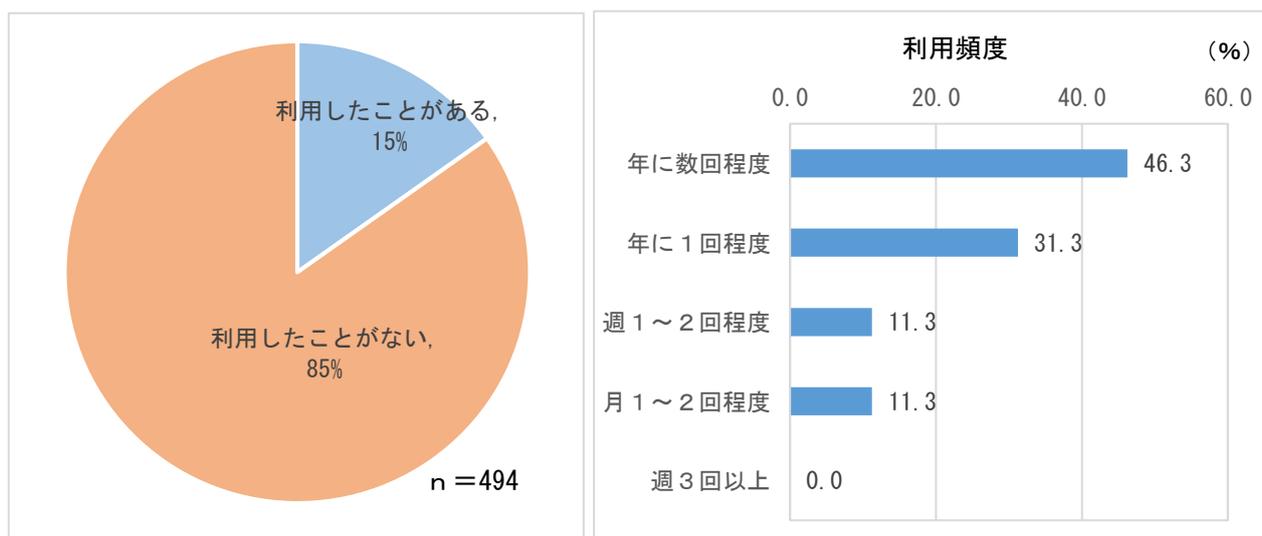
※①調査対象：令和2年4月2日現在で15歳以上の男女計1,000人

②抽出方法：15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上の7階層、地区別（19地区）の人口比率に合わせ無作為に抽出。

（1）市民へのアンケート

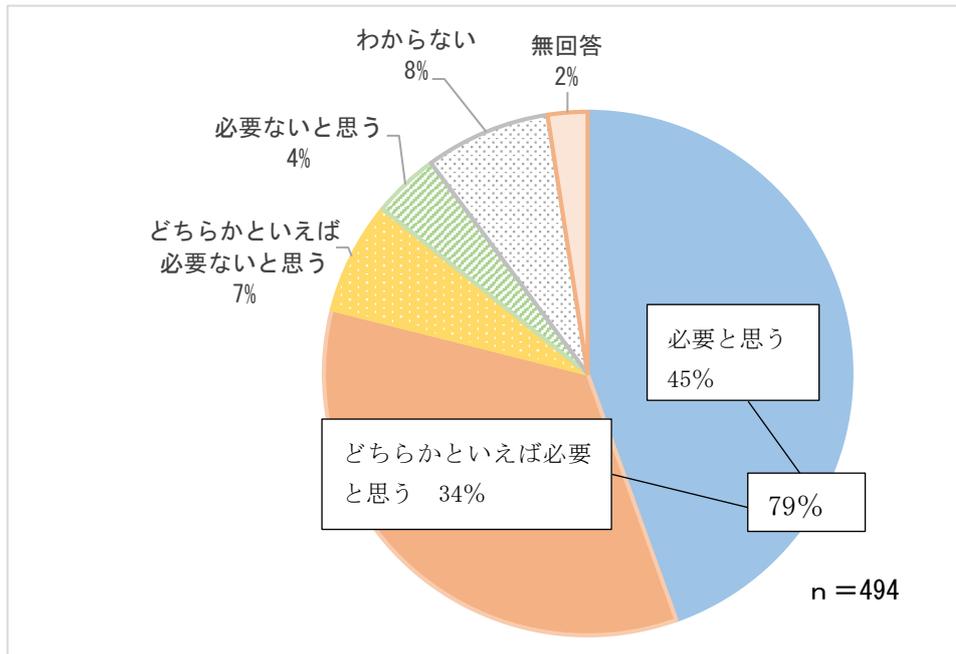
① 最近1年間に体育館を利用したことがありますか。

「最近1年間で体育館を利用したことがない」割合が85%と高い結果となっています。「利用したことがある」場合でも、年に数回または1回程度とそれほど多くないのが現状となっています。

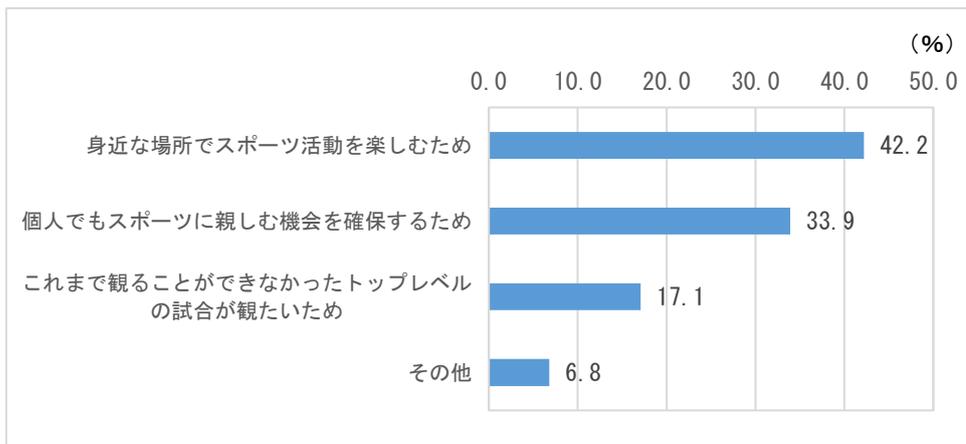


② 新しい体育館の整備の必要性について

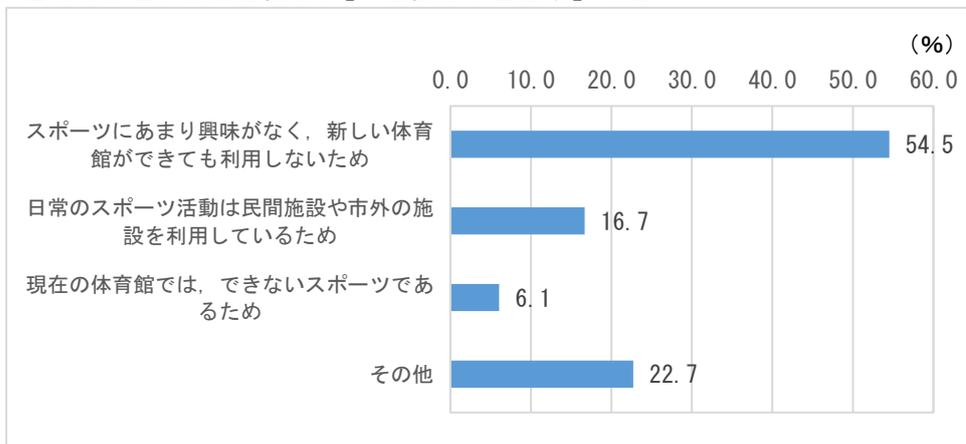
「必要と思う」と「どちらかといえば必要と思う」を合わせると79%と体育館整備に対して関心が高いことがわかります。



「必要と思う」「どちらかといえば必要と思う」理由

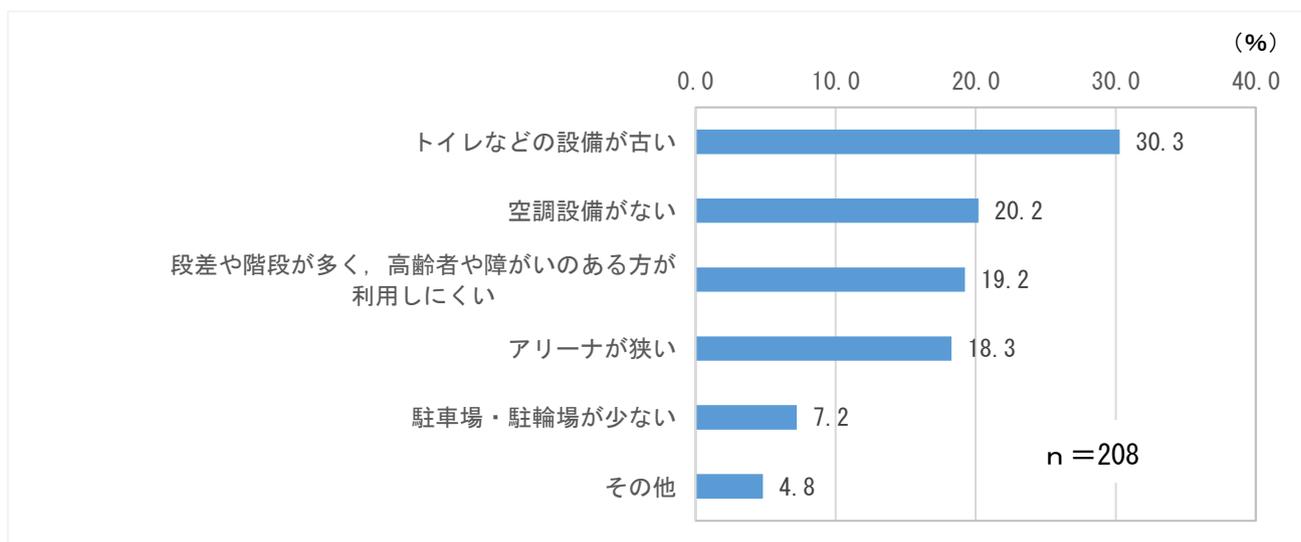


「どちらかといえば必要ない」「必要ないと思う」理由



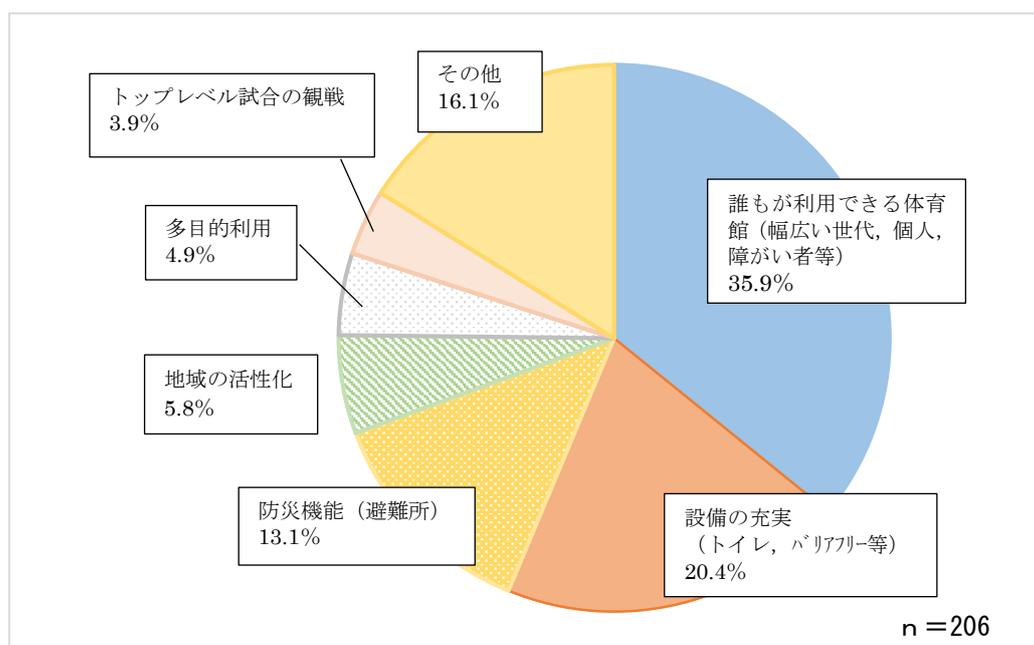
③ 現在の体育館の施設面、機能面で不便に感じたことについて

最も多かったのは「トイレなどの設備が古い」が30.3%、次いで「空調設備がない」が20.2%、「段差や階段が多く、高齢者や障がいのある方が利用しにくい」が19.2%となっています。近年の体育館に求められているトイレ環境、空調設備、バリアフリー化が整備されていないなど、市民体育館はニーズに応えられていない現状となっています。



④ 自由意見

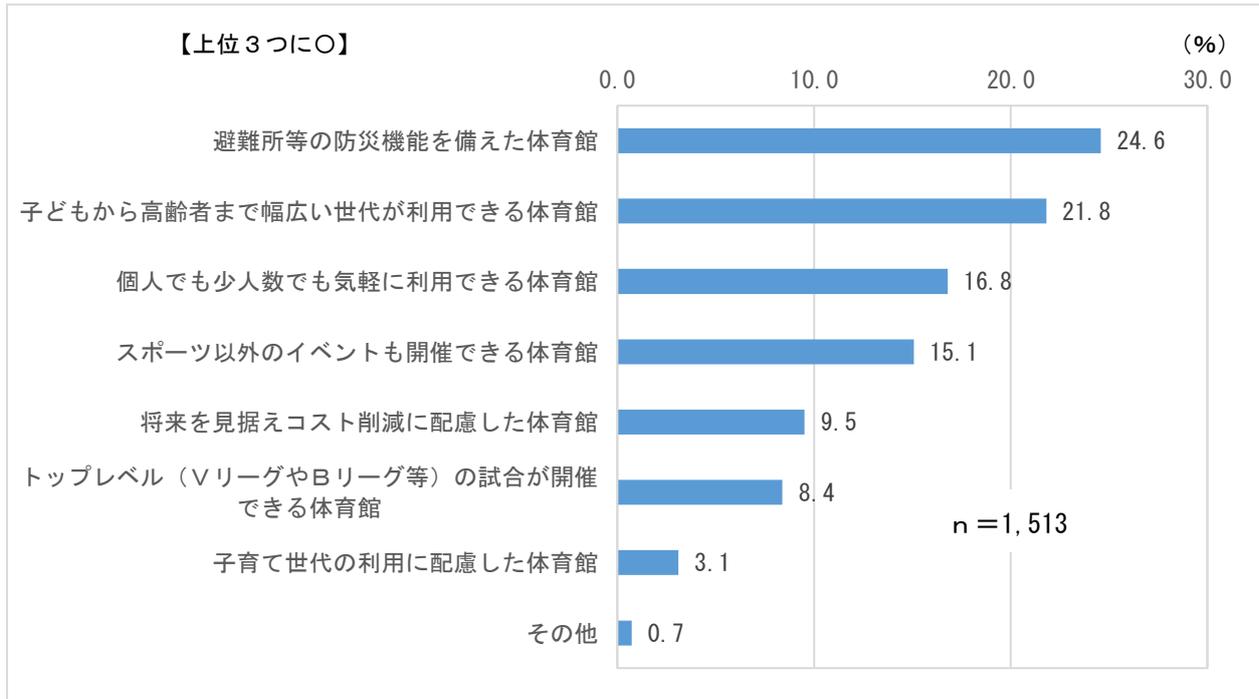
自由意見の内容を大きく分類すると以下のとおりです。最も多かったのは、「誰もが利用できる体育館」が35.9%、「設備の充実」が20.4%となっています。このことから、誰もが利用できるとともに、設備が充実し使いやすい体育館整備が求められています。



(2) すべての対象者へのアンケート

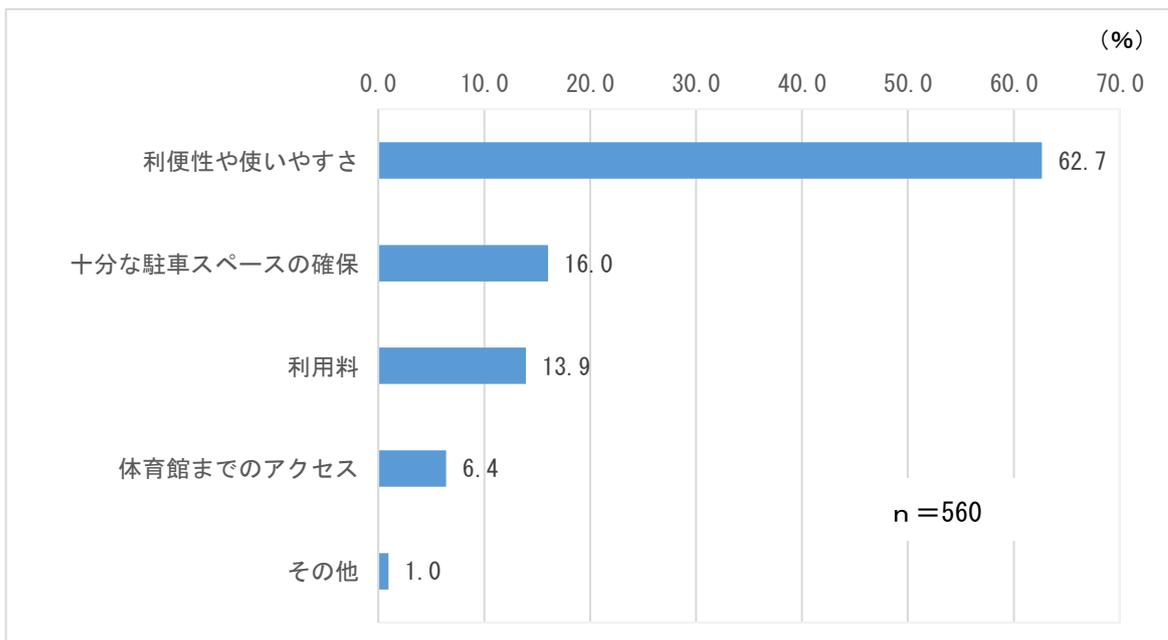
① 新しい体育館に望む機能について

東日本大震災や令和元年 10 月の台風 19 号による被害など自然災害が身近におきていることから、「避難所等の防災機能を備えた体育館」で 24.6%と最も多くなっています。次いで「子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる体育館」で 21.8%、「個人でも少人数でも気軽に利用できる体育館」で 16.8%となっています。年齢や人数を問わない誰もが利用できる体育館が求められています。



② 利用するうえで重要と思うこと

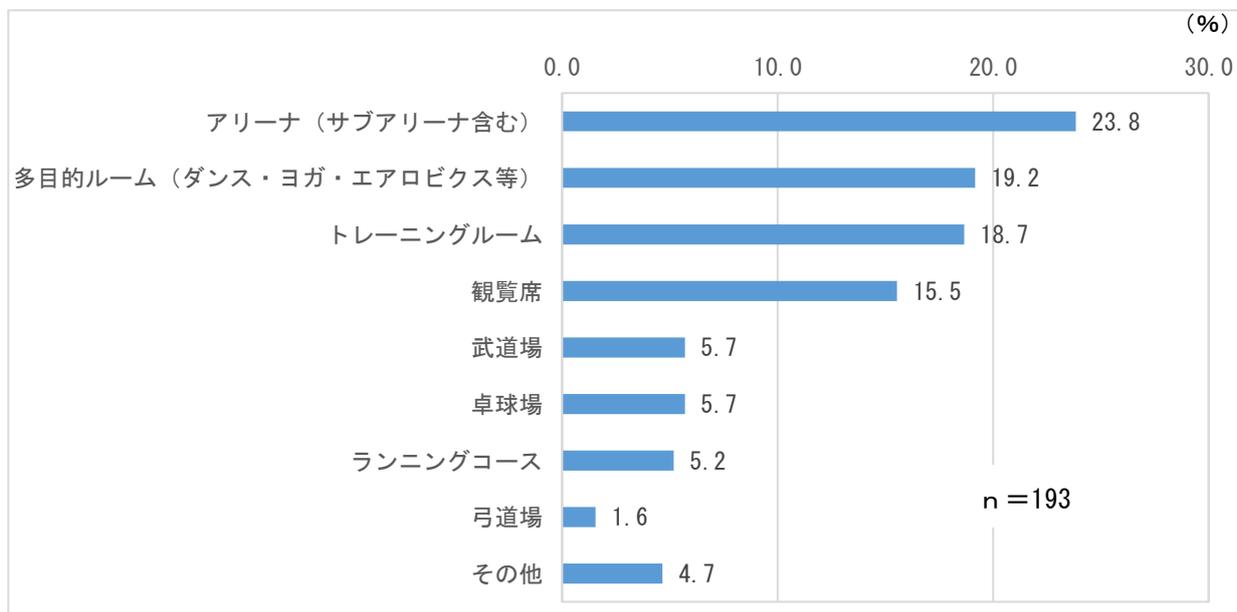
最も多かったのは「利便性や使いやすさ」で 62.7%と他の項目と比較しても突出した回答となっています。



(3) 体育館利用者、スポーツ・レクリエーション団体、スポーツ推進委員へのアンケート

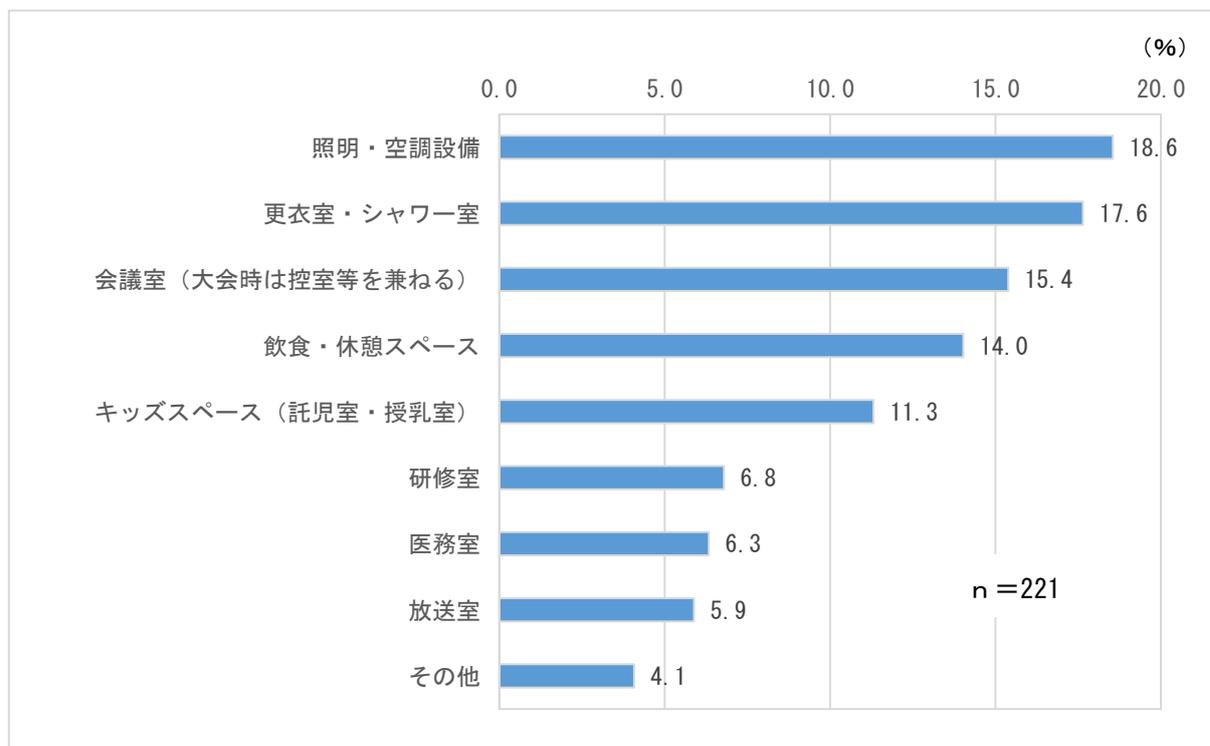
① 新しい体育館に望む設備について（スポーツ設備）

最も多かったのは、「アリーナ（サブアリーナ含む）」で23.8%となっています。次いで多いのが「多目的ルーム」19.2%、「トレーニングルーム」18.7%となっています。現在の体育館では必須となっているサブアリーナの設置や、少人数や個人でも利用できる設備が求められています。



② 新しい体育館に望む設備について（附帯設備）

最も多かったのは「照明・空調設備」で18.6%と、ここでも空調設備の整備に対するニーズが高くなっています。



(4) 市民体育館の課題と新総合体育館の整備の方向性

市民体育館の主な課題に対し、新総合体育館の整備の方向性を以下のとおり整理しました。

諸室等	市民体育館の現状・課題 (不満に感じている点)	新総合体育館の整備の方向性
アリーナ	・床面積を広くしてほしい。 (現在 1,062 m ²)	・メインアリーナは公式コートが確保できる規模の大きさとする。 ・サブアリーナを設置する。
	・空調設備がない。	・競技に影響を及ぼさない空調とする。 ・快適に観戦できるよう大空間に適した空調とする。
	・照明が暗い。	・競技に必要な照度を確保する。
柔剣道場	・鏡があるとよい。(ダンス、ヨガ、エアロビクス等)	・多目的ルームに大型鏡を設置する。
卓球場	・アリーナ内または多目的な部屋がよい。	・個別に整備せず、アリーナや多目的ルームを使用する。
会議室・ ミーティングルーム	・配置がよくない。他の人が利用しているアリーナを通らなければならない。	・アリーナ四方に通路を設置、動線に配慮した整備とする。
	・狭い。	・多目的ルームとして整備する。
玄関入口 (広さ)	・狭い。(約 70 m ²)	・十分な広さを確保する。
	・交流スペースがあるとよい。	・ラウンジ(交流スペース)を整備する。
	・2階への入口を増やしてほしい。	・階段を複数箇所設置するほか、エレベーターを設置する。
トイレ (多目的トイレ含む)	・洋式にしてほしい。 (男：和1洋1 女：和2洋1)	・すべて洋式トイレとする。
	・トイレの数を増やしてほしい。	・各階3室程度整備し、必要基数を設置する。
	・暗いので明るくしてほしい。	・明るく清潔な空間とする。
	・多目的トイレも必要である。	・各階2室とし、うち各階1室はオストメイトを整備とする。
更衣室・ シャワー室	・シャワーを利用した際、個別で着替えるスペースがほしい。	・他市の体育館の状況を参考に検討する。
	・障がい者等が利用可能なもの。	・1階に男女各1室整備し、利便性にも配慮する。
観覧席	・座席数が少ない。(212席)	・2階に固定席1,000席程度を整備する。大会等の開催時には、1階に可動式観覧席やパイプ椅子を設置し、座席数を確保する。
	・高齢者や身障者に配慮した座席を設けた方がよい。	・2階に身障者席を10席程度整備する。動線、トイレの位置等にも配慮する。
	・座席の間隔が狭い。	・スポーツを観る人に配慮したゆとりのある観覧席とする。
器具庫	・取りやすいよう種目別に場所を分けてほしい。	・十分な広さと複数の取出し口を設ける。
駐車場	・大会やイベントを開催するのに必要な台数を確保してほしい。	・整備可能な駐車台数を確保するとともに、不足する場合は、周辺施設駐車場を活用し、シャトルバスを運行する。
	・身障者に配慮したスペースを充実してほしい。(身障者用2台)	・体育館入口付近に駐車場を整備する。 ・車いす使用者が安全に乗降できるスペースを確保する。
その他 (自由意見)	・ダンス練習用の鏡がほしい。	・多目的ルームに大型鏡を整備する。
	・すべてが古く使い勝手が悪い。	・利便性を配慮した体育館を整備する。

1 基本コンセプト

これまで述べてきた各種計画との整合性や、アンケート結果による現体育館の状況や新総合体育館に対する要望を踏まえ、基本コンセプトを以下のように考えます。

誰もが 気軽に スポーツを楽しみ 夢を育み 賑わいが生まれる
スポーツアリーナ

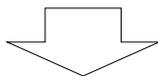
2 整備方針

基本コンセプトに基づき、新総合体育館における具体的な整備方針を以下のとおりまとめました。

整備方針1 市民の誰もが利用でき、すべての人にやさしい体育館

市民の誰もが使いやすく安全・安心な体育館となるように、ユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がい者への配慮をはじめ、すべての人にやさしい体育館とします。

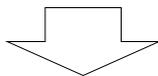
また、スポーツを「する人」はもとより、スポーツを「みる人」も「ささえる人」もそれぞれのスタイルで楽しむことができる体育館とします。



- ・ 子どもから高齢者まで利用できる体育館
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した体育館
- ・ スポーツを「する人」「みる人」「ささえる人」に配慮した体育館

整備方針2 人が集い、交流拠点となる体育館

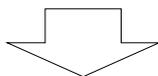
スポーツ大会はもちろん、様々なイベントを開催することで、市民同士、市民と市外の人々との交流を盛んにし、交流人口の拡大を図ることで、賑わいや活気にあふれる体育館とします。



- ・ スポーツ活動を通じた市民の交流をささえる体育館
- ・ 様々な集会やイベントに利用できる体育館

整備方針3 トップレベルの大会等※に対応する体育館

これまで本市では観ることができなかったトップレベルの大会等を開催することで、スポーツの素晴らしさや感動を実感し、特に、子どもたちが自らの夢や目標を育む場となる体育館とします。



- ・ トップレベルの大会などの開催により、子どもたちの夢を育む体育館

※トップレベルの大会等とは、プロや実業団、大学等の大会や、プレ大会、練習試合、練習そのもの、また、高校の県大会などの誘致を想定しています。

3 SDGsの取り組み

SDGs (Sustainable Development Goals:エスディーゼイズ) とは、2015年9月の国連総会で採択された2030年に向けた「持続可能な開発目標」で、17のグローバル目標と169のターゲット(達成基準)から構成されています。

近年、SDGsの考えを踏まえた計画を策定する市町村が増えており、本市でもSDGsの理念を取り入れた実効性のある計画策定に努めています。

SDGsの誰一人として取り残さない(包摂的)社会の実現の考えに基づき、誰ひとり取り残さない、すべての人が利用できる総合体育館として整備します。

体育館整備では、健康と福祉、教育、平等、地域経済の活性化、環境対策、パートナーシップ等が考えられます。



1 諸室の機能

新総合体育館に対するアンケート結果や、第3章で設定した新総合体育館の基本コンセプトや整備方針を踏まえ、新総合体育館の諸室の機能を以下のように想定します。

(1) スポーツ施設

①メインアリーナ

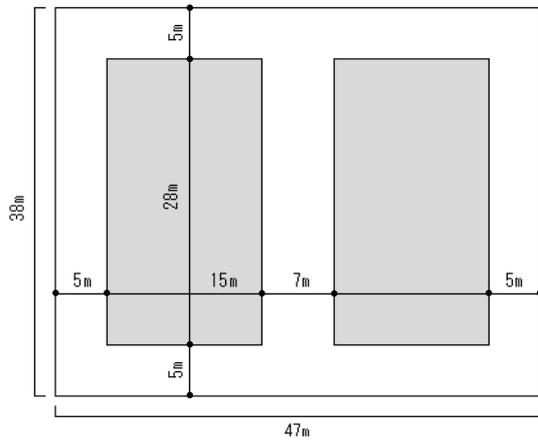
- ・床面積はバスケットボール（28m×15m）2面を基本とする1,800㎡程度（47m×38m）とします。
- ・主な競技の公式コート規格は下記のとおりです。
- ・天井の高さは、日本バレーボール協会主催試合の規格である「コートの表面から12.5m以上」を確保します。
- ・強固な壁や防護ネットを設けるなど、多様な競技の使用ができるよう配慮します。
- ・各種イベントの開催に対応できるよう、床面の耐荷重を強化します。
- ・車いすバスケット等の障がい者スポーツにも対応できる床等を検討します。
- ・スポーツ大会やイベント時の大型看板設置用として吊りバトンを2ヶ所設置します。
- ・「みる」スポーツの充実を図るため、大型ビジョンの設置を検討します。

競技種別	公式コート規格	コート周辺	確保可能な公式コート数
バスケットボール	28m×15m	境界線から障害物まで5m以上 隣接コートの間隔は7m以上	2コート
バレーボール	18m×9m	サイドラインから5m以上 エンドラインから6m以上	2コート
卓球	2.74m×1.525m（卓球台）	競技領域は14m×7m	14コート
バドミントン	13.4m×6.1m	各辺2m以上	10コート
ハンドボール	40m×20m	サイドラインに沿って幅1m以上 ゴールラインの後方に幅2m以上	1コート
フットサル	（縦）38～42m× （横）18m～22m		1コート
剣道	9m～11m	試合場の外側に1.5m以上。	6コート
柔道	8m～10m	各辺3m以上	6コート
空手道	8m×8m	各辺2m	6コート

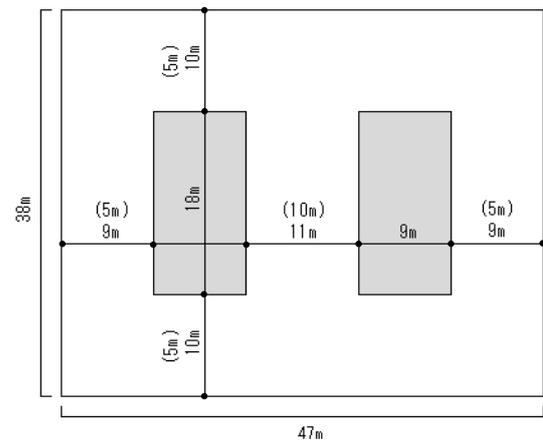
※主な競技の利用イメージ図は次ページ参照

【メインアリーナ利用イメージ図】

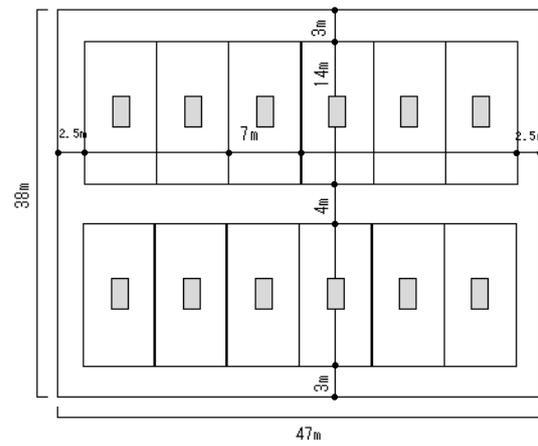
バスケットボール（公式 2 面）



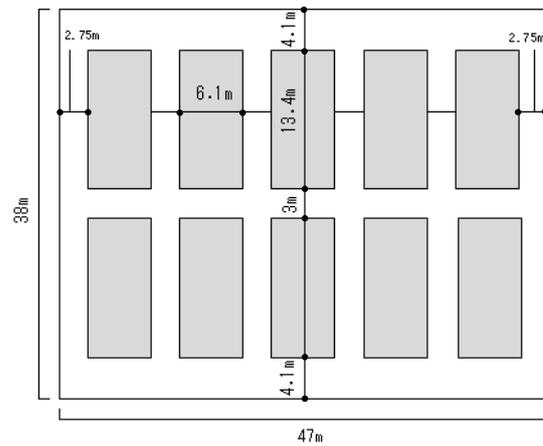
バレーボール（公式 2 面）



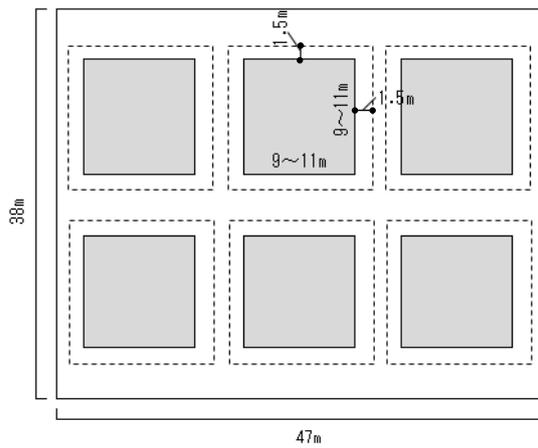
卓球（公式 12 面）



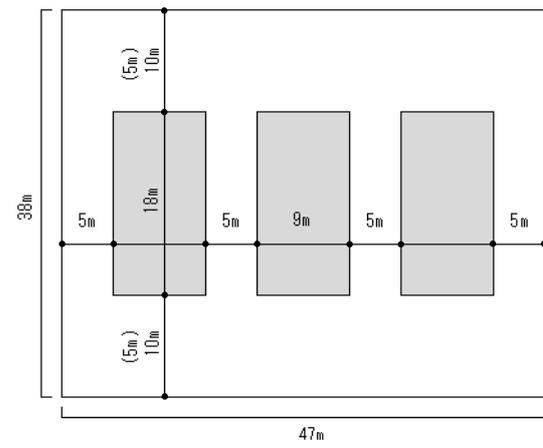
バドミントン（公式 10 面）



剣道（6 面）



バレーボール（練習用 3 面）



②観覧席

- ・2階観覧席は、試合の応援、選手の控席、これまでの利用実績等を踏まえ1,000席程度確保します。
- ・身障者席を10席程度設置し、観覧席までの動線やトイレの位置、同伴者席の設置などを配慮した計画とします。

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

観覧席総数の0.5～1%以上

観覧席数を1,000席とした場合

$1,000 \text{ 席} \times 0.5 \sim 1\% = 5 \sim 10 \text{ 席以上必要}$

トップレベルの大会開催への対応

Bリーグ（バスケットボール）やVリーグ（バレーボール）の試合を開催する場合、各競技規約に基づき、必要とする席数は以下のとおり定められています。

競技種別	規約で定められた席数
Bリーグ（バスケットボール）	2,000席
Vリーグ（バレーボール）	3,500席
Tリーグ（卓球）	1,000席

一方、上記の席数を確保できない場合であっても、Bリーグで1,500席程度、Vリーグで2,000席程度を確保できれば、招致することは可能とされています。

試合は、メインアリーナにセンターコート1面を設置して行われるため、選手を間近で観戦することができ、「みるスポーツ」としての機能を充実させることから、2階固定席に加え、1階アリーナにも観覧席を設置します。

近年、整備されている体育館において主流となっている可動席（ロールバックチェア）の設置を検討します。

本市が想定するメインアリーナの規模（47m×38m）及び県内他市の整備状況を踏まえ、固定席、可動席及び仮設席を合わせて2,000席程度と想定とします。

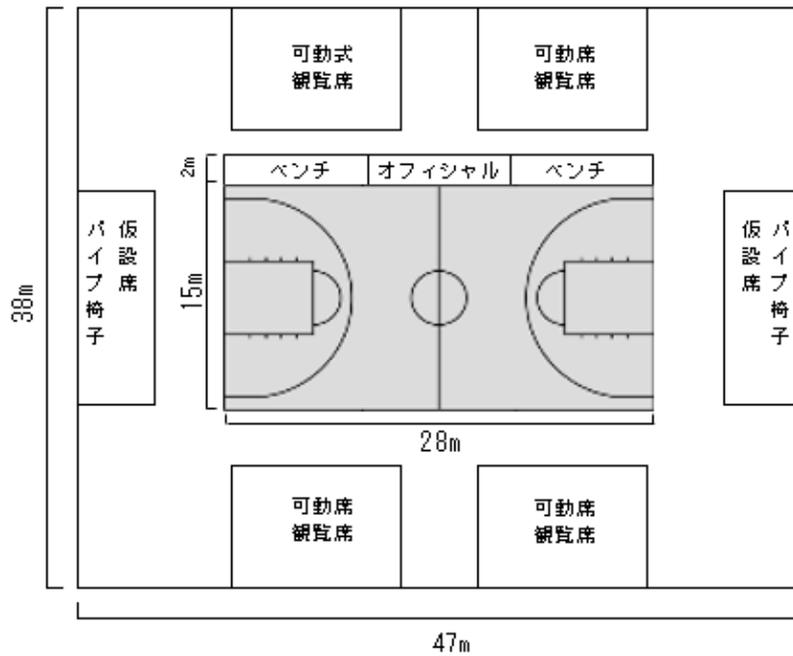
県内でメインアリーナが本市と同等規模の体育館

市	メインアリーナ	2階（固定席）	1階（可動席）	計
鹿嶋市	2,046 m ² (57.85m×35.4m)	1,474席	528席	2,002席
土浦市	1,778 m ² (48m×36m)	1,347席	672席	2,019席
石岡市	1,751 m ² (47.6m×36.8m)	1,104席	576席	1,680席

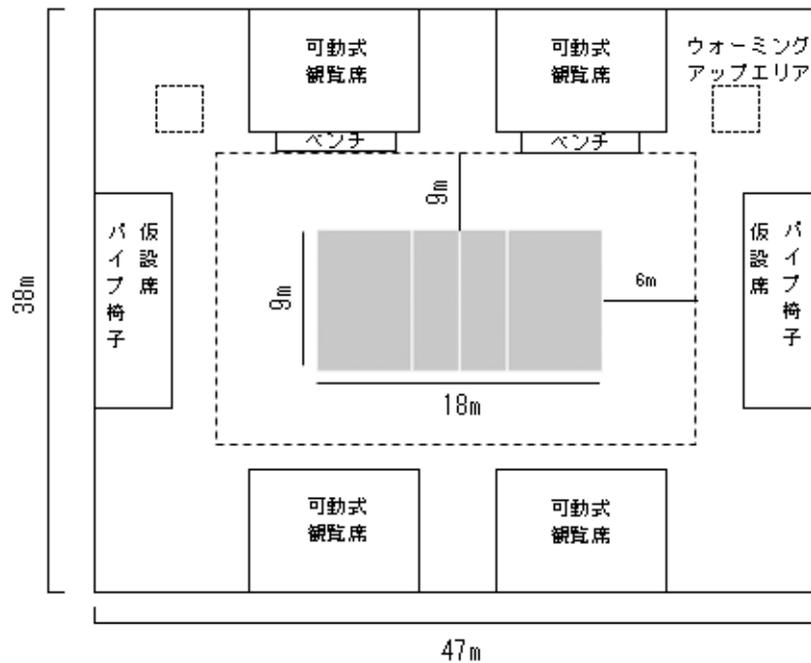
※2階固定席は身障者席を含む。

メインアリーナ可動席・仮設席（イメージ）

Bリーグ（バスケットボール）



Vリーグ（バレーボール）



【参考】県内でトップレベルの大会を開催している体育館

市	メインアリーナ	2階（固定席）	1階（可動席）	計
水戸市	3,255 m ² (69m×46m)	2,390 席	1,548 席	3,938 席
日立市	2,379 m ² (65m×36.6m)	1,490 席	1,152 席	2,642 席
ひたちなか市	2,390 m ²	1,602 席	1,024 席	2,536 席

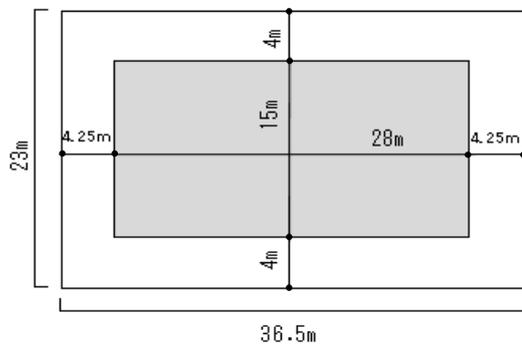
※2階固定席は身障者席を含む。

③サブアリーナ

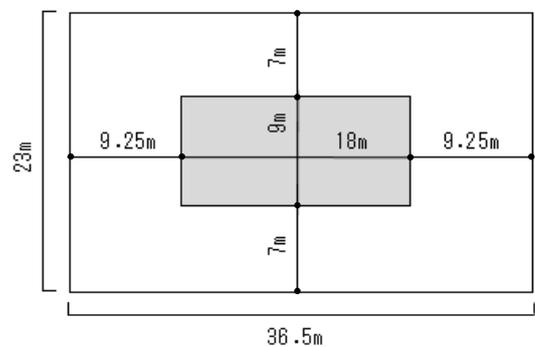
- ・ 日常のスポーツ活動のほか、大会時のウォーミングアップスペースなど多種多様に利用できるように計画します。
- ・ 床面積は、バスケットボール公式コート1面（28m×15m）を基本とし、840㎡（36.5m×23m）程度とします。
- ・ 天井の高さは、日本バレーボール協会主催試合の規格である「コートの表面から12.5m以上」を確保します。
- ・ 強固な壁や防護ネットを設けるなど、多様な競技の利用に配慮します。
- ・ 災害時には、災害支援物資の集積場所として機能できるように、床面の耐荷重を強化し、また、外部からのアクセス経路を確保するため、搬出入用の出入口を設置します。

【サブアリーナ利用イメージ図】

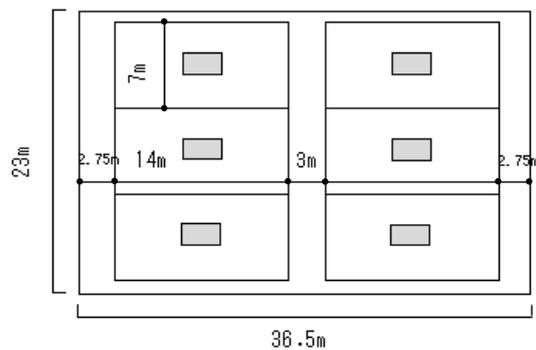
バスケットボール



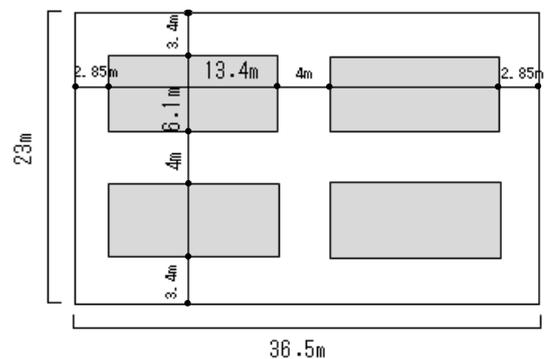
バレーボール



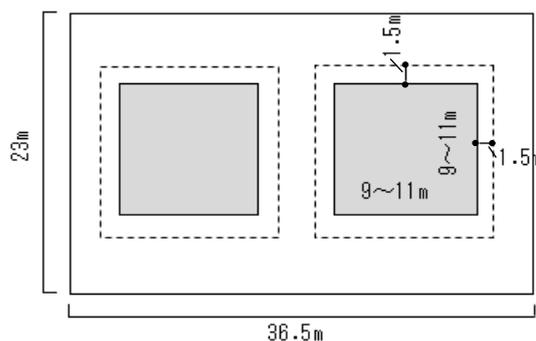
卓球（6面）



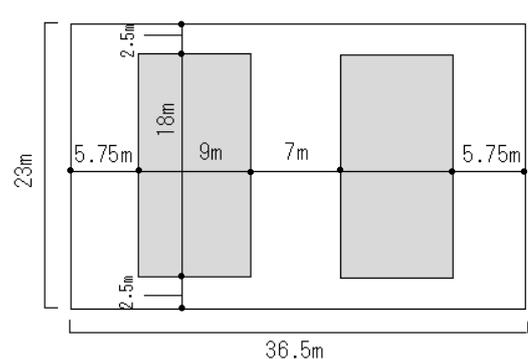
バドミントン（2面）



剣道（2面）



バレーボール（練習用2面）



④多目的ルーム

- ・様々な競技団体などが、日頃のミーティングや研修等に活用するとともに、可動間仕切りによる分割利用を可能とし、大会開催時には、大会本部や関係者控室としても活用します。
- ・エアロビクス、ヨガ、ダンス等に利用を想定し、大型鏡や音響設備を整備します。

⑤トレーニングルーム

- ・日常の健康づくりの場として、トレーニングマシン（各種有酸素、無酸素運動等）やストレッチ運動ができるスペースを確保します。

(2) 附帯施設

①応接室

- ・メインアリーナに面する場所に設置します。

②放送室

- ・メインアリーナに面する場所に設置し、大会運営が円滑に進むよう配置します。
- ・様々な利用を想定し、全館及び諸室単位での放送を可能とします。

③医務室

- ・メインアリーナに面する場所に設置します。

④選手更衣室

- ・トップレベルの大会時の選手更衣室として、選手専用出入口を設置し、観客と接することがないよう動線を配慮します。
- ・対戦チーム同士も隣接しない配置となるよう計画します。
- ・選手用のトイレやシャワーを設置します。
- ・イベント時には楽屋としても利用できるよう計画します。

⑤更衣室・シャワールーム

- ・メインアリーナやサブアリーナなど各室の位置を考慮しながら、適正な規模で計画します。
- ・ロッカーは、着衣のほかスポーツ用具等を収納できる大きいサイズのロッカーの設置など誰もが使いやすいように配慮します。
- ・女子更衣室にパウダーコーナーを設置します。

⑥身障者用更衣室・シャワールーム

- ・車いす利用者が使いやすいよう広めのシャワーブースを設置するなど、誰もが安全で使いやすいように配慮します。

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

第5条（整備基準）

- ・更衣室及びシャワー室を1室以上

⑦トイレ

- ・スポーツ観戦やイベント時の集中利用に対応できるよう、各階 3 室程度に分散し、下記で定められた必要便器数を設置します。
- ・明るく清潔な空間となるよう計画します。
- ・女性に配慮した適正な便器数や、パウダーコーナーを設置します。
- ・すべての利用者がアクセスしやすい配置とします。
- ・乳幼児連れの利用者に配慮し、各室にベビーチェア、オムツ交換ベッド等を設置します。

茨城県興行場法施行条例

便器の数は観覧席の床面積に応じ設ける。

900 m²を越えるとき 45 個 + (床面積 - 900 m²) / 60 m²ごとに 1 個

観覧席 1,000 m²とした場合

(1,000 m² - 900 m²) / 60 m² = 10 個

45 個 + 10 個 = 55 個 (最低必要数) + α

⑧多目的トイレ

- ・障がい者や高齢者、乳幼児連れの利用者などに配慮した設備とします。
- ・各階 2 室設置し、少なくとも各階 1 室はオストメイトに対応した設備を設けます。

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

第 5 条 (整備基準)

下記の基準に適合する便所を 1 以上設ける。

- ・車椅子使用者
- ・オストメイト

⑨授乳室

- ・各階 2 室設置し、各室にオムツ交換ベッドやミルク等を用意するための流し台を設置します。
- ・出入口はベビーカーの出入りがしやすい広さを確保します。

⑩事務室

- ・全体の諸室配置や利用者動線などを考慮して、エントランスに隣接した位置に配置します。

⑪器具庫

- ・メインアリーナ、サブアリーナ及び多目的ルームに接する場所に設置し、収納に必要な広さを確保します。
- ・アリーナの分割貸出の場合でも、器具の搬出入が安全で効率よく出し入れができるよう配置を工夫します。
- ・折り畳み式バスケットボールゴールなどの器具の大型化や多様化に対応できるよう開口部の幅、高さはゆとりをもった計画とします。
- ・外部からの機材運搬搬入路を確保します。

⑫ エントランスホール・ラウンジ

- ・公園利用者も気軽に立ちよれるよう明るく開放的でゆとりある空間とします。
- ・大会開催時の利用者の安全な入退場や、選手の集合場所等として活用できる十分なスペースを確保します。
- ・イベント開催時の混雑緩和のため屋外階段から直接2階観覧席へ出入りできる動線を確保します。
- ・ラウンジは、自動販売機、売店、イス、テーブルなどを配置し軽食をとることができるスペースや、各種情報などを掲示した交流スペース等を設けます。

⑬ 機械室

- ・メンテナンスや将来の設備機器更新を考慮し、機器の搬出入が容易な位置に配置します。

⑭ その他（共用部等）

- ・各諸室までの動線が分かりやすい表示案内とします。

2 想定延べ床面積

各諸室が担う機能を満たすために必要とする延べ床面積は、本市の将来像を見据えた面積とし、以下のとおりとします。

詳細な延べ床面積は、今後の設計段階において詳細協議します。

区分	諸室	想定延べ床面積
スポーツ施設	メインアリーナ (1,800 m ² 程度) ・バスケットボール2面 ・バレーボール3面 ・卓球12面 ・バドミントン10面	4,100 m ² 程度
	観覧席 (2階固定席1,000席程度) ※メインアリーナ1階に可動席500席程度設置	
	サブアリーナ (840 m ² 程度) ・バスケットボール1面 ・バレーボール1面 ・卓球6面 ・バドミントン4面	
	多目的ルーム	
	トレーニングルーム	
附帯施設	応接室	2,300 m ² 程度
	放送室	
	医務室	
	選手更衣室 (男女各1室)	
	更衣室 (男女各1室)	
	身障者用更衣室 (男女各1室)	
	トイレ (男女各6室程度)	
	多目的トイレ (4室程度)	
	授乳室 (4室程度)	
	事務室 (職員更衣室, 打合せルーム, 書庫等含む)	
	器具庫 (メインアリーナ, サブアリーナ)	
	エントランス, ラウンジ, 売店等	
	防災倉庫	
機械室等		
その他 (共用部)	廊下, 階段, エレベーター等	400 m ² 程度
計		6,800 m ² 程度

3 諸室の配置等

この章で検討した諸室の機能や想定延べ床面積を基に、利用者の利便性や大会開催時の動線等を考慮し、各階に配置する諸室を以下のとおり検討しました。

詳細な配置は、今後の設計段階において詳細協議します。

1階

区分	諸室
スポーツ施設	メインアリーナ
	サブアリーナ
	多目的ルーム
附帯施設	応接室
	放送室
	医務室
	選手更衣室
	更衣室
	身障者用更衣室
	トイレ（男女各3室）
	多目的トイレ（2室）
	授乳室（2室）
	事務室
	器具庫，機械室等
	エントランス
	ラウンジ
	防災倉庫

2階

区分	諸室
スポーツ施設	観覧席
	トレーニングルーム
附帯施設	トイレ（男女各3室）
	多目的トイレ（2室）
	授乳室（2室）
	機械室

区分	諸室
その他（共用部）	廊下，階段，エレベーター等

【必要設備】

18 ページで定めた整備方針を実現するために必要な設備は以下のとおりとします。

大型ビジョン	・メインアリーナに大型ビジョン
照明設備	・各スポーツ施設に競技に必要な照度（1,500ルクス以上） ・LED照明
空調設備	・全室配備 ・メインアリーナは競技影響のない方式 ・各施設ごとの単独運転
音響設備	・館内一斉放送，各施設ごとの単独放送 ・メインアリーナの壁面を吸音壁
バリアフリー	・段差解消 ・手すり ・エレベーター ・点字ブロック ・音声案内 ・絵文字案内等

4 設備計画

(1) 電気設備

- ・長寿命化や省エネルギーを配慮し、維持管理がしやすく、コストの削減が図れるものを設置します。
- ・電気配線やコンセントなどは各種大会やイベント開催時の利便性に十分配慮した計画とします。
- ・必要な情報を随時送受信できるよう公衆無線LAN（Wi-Fi）環境を整備します。

(2) 照明設備

- ・LED照明器具やセンサーやタイマーによる点灯制御等、長寿命化、省エネルギー、省メンテナンスを図れるものを設置します。
- ・メインアリーナの分割貸出に対応できる点灯回路とします。
- ・屋内競技の種目ごとに定められた照度基準を確保します。

【各競技種目の照度標準】

競技種目	照度基準
バスケットボール	コート面上1mの高さで700ルクス以上とし、コートの競技者に直接日光が当たらないよう採光することが望ましい。
バレーボール	コート面上1mの高さで1,000～1,500ルクスの範囲とする。
バドミントン	各コートともネットの中央上において1,200ルクス以上とする。
卓球	プレイングサーフェスの高さで測った照度は、協議領域前面にわたって1,000ルクス以上でなければならない。

(3) 空調設備

- ・全館に冷暖房設備及び換気設備を設けます。
- ・アリーナ部は大空間に適したものとし、バドミントンや卓球など風の影響を受けやすい競技に配慮した空調方式とします。また、観覧席も快適な環境が保てるようにします。
- ・諸室ごとの温度調節が可能とする効果的な空調システムを選択することで、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 音響設備

- ・大会時のアナウンス等に対応できるよう、アリーナ壁面を吸音壁とします。
- ・日常的な使用に配慮した操作しやすい設備とします。
- ・イベント時に持込機材を設置する場合を想定し、十分な電気容量とコンセントなどを確保します。
- ・全館及び諸室単位での放送ができるよう計画します。

(5) 給水設備

- ・衛生面、メンテナンス性を考慮した給水設備とします。

5 防災機能等

新総合体育館は、隣接する源氏川が浸水想定区域となる可能性があることから、風水害時に避難所として開設することは困難となりますが、地震災害の際には避難所となることから以下の機能を想定します。

(1) 構造計画

新総合体育館は、多くの人々が利用する施設であり、大規模地震時における指定避難所となる重要な施設でもあることから、安全に利用できる建物でなければなりません。

国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、避難所として位置づけられる体育館の耐震安全性の分類を、構造体Ⅱ類，建築非構造部材A類，建築設備乙類とし、災害時の安全性を十分配慮します。

【耐震安全性の目標】

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地振動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築費構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間維持できる。
	乙類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

※官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）より抜粋

主体構造は、体育施設の施工実績も多く、耐震性、耐久性に優れる鉄筋コンクリート構造（2階建）が適していると想定しますが、今後の設計段階において詳細協議します。

(2) 避難所機能

- ・非常用バックアップ電源を確保し，空調や照明など災害時にも確実に機能できる計画とします。
- ・防災倉庫は，生活必需品，保存食糧，その他備品など災害時に必要となる資機材等を十分備蓄できるスペースを確保します。
- ・サブアリーナを災害支援物資の集積場所とします。
- ・非常用飲料水の供給ができる耐震性貯水槽の設置を検討します。
- ・雨水を利用したトイレ洗浄や，屋外にマンホールトイレを設置することを検討します。

6 配慮すべき事項

(1) ユニバーサルデザインへの配慮

- ・ユニバーサルデザインの7原則に基づき、誰もが安心安全に利用できるよう計画します。
- ・段差解消や、滑りにくい床仕上げ（通路）、階段に手すりを設置します。
- ・エレベーターは、一般利用者のほか、車椅子、ベビーカーの利用等を想定した十分な広さを確保します。
- ・視覚障がい者や聴覚障がい者の方への配慮として、点字ブロックや音声案内、絵文字案内等を設置します。

※ユニバーサルデザインとは、老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わずに利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインすること。

【ユニバーサルデザインの7原則】

原則	定義
1 公平な使用への配慮	どのような人にも公平に使えるものであること
2 使用における柔軟性の確保	多様な使い手や使用環境に対応でき、使う上での自由度が高いこと
3 簡単で明快な使用法の追及	製品の使い方が明解で、誰にでも積極的にすぐ理解できること
4 あらゆる知覚による情報への配慮	必要な情報が、環境や使い手をめぐる能力に関わらず、きちんと伝わること
5 事故の防止と誤作動への受容	事故や危険につながりにくく、安全であり、万一の事故に対する対策を持つこと。
6 身体的負担の軽減	からだに負担を感じないで自由、快適に使えること
7 使いやすい使用空間(大きさ・広さ)と条件の確保	使い手の体格や姿勢、使用状況にかかわらず、使いやすい大きさと広がり確保できること

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー化）

一般公共のように供される2,000㎡以上の体育館用途については、建築物移動等円滑化基準に適合しなければならないため、施設・設備等の構造に係る協議が必要となります。

(2) 環境への配慮

- ・雨水の利用（トイレ洗浄水、芝生の散水等）や、太陽光発電の設置、自然換気・自然採光を効果的に取り入れ、環境負荷の低減に配慮した計画とします。
- ・周辺の景観と調和がとれた体育館とします。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）法第75条

対象床面積が2,000㎡以上の大規模建築物は省エネルギー計画書等の提出が必要となります。

1 山吹運動公園の概要

山吹運動公園内に整備されている市民体育館は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の中心拠点として長い間親しまれてきました。新総合体育館も以下の理由から山吹運動公園に建設することとします。

【山吹運動公園に整備する理由】

- ・スポーツ活動の拠点として、長く市民に親しまれているため。
- ・公園内にスポーツ施設が多く、効率的な管理・運営が図れるため。
- ・都市公園として、体育館整備に有効な交付金の活用を見込むことができるため。

山吹運動公園の概要

住 所		茨城県常陸太田市新宿町 1 番地	
アクセス		電 車 JR 水郡線常陸太田駅から約 1.5km 徒歩 20 分	
		自動車 常磐自動車道那珂 I C から約 14km 約 20 分	
		常磐自動車道日立南 I C から約 8km 約 20 分	
敷地面積		98,878 m ²	
用途地域		第一種低層住居専用地域（建ぺい率 40%，容積率 80%）	
日影規制	対象建築物		軒下が 7 m を超えるもの
	算定面		1.5m
	日影時間	10m 以内	3 時間
		10m 超	2 時間
防火指定		建築基準法第 22 条	
そ の 他		浸水想定区域内	

山吹運動公園の北側は住宅地、東側には源氏川が流れています。整備にあたっては、以下のような課題も考えられることから、解決に向けた対策を講ずることで、整備の理解が得られるよう配慮する必要があります。

【課題】

- ・公園へのアクセス道路が市道のみであるため渋滞緩和対策が必要。
- ・公園東側に源氏川が流れ浸水想定区域内であるため、水害対策が必要。
- ・日照など周辺住宅地への配慮が必要。

2 関係法令の遵守

山吹運動公園は都市公園に位置づけられるため、関係法令も遵守する必要があります。

①建築基準法

用途地域（第一種低層住居専用地域）に建築できない体育館施設に対する建築許可が必要であり、公園内に体育館を建設するためには、建築基準法第 48 条に基づく「建築物の用途の制限の緩和許可」及び同法第 55 条に基づく「高さ制限の許可」を受ける必要があります。

②都市公園法（常陸太田市都市公園条例）

【建築可能面積の上限】

都市公園法における公園施設の建ぺい率は、建ぺい率 10%を参酌して、地方自治体が条例で定める値を限度として上乗せすることができます。（都市公園法第 4 条，政令第 6 条）

常陸太田市都市公園条例が定める公園施設の建ぺい率基準は、通常建ぺい率 2%に特別建ぺい率（運動施設等）10%を加え、12%以下となります。

常陸太田市都市公園条例

（公園施設の建築面積の基準）

第 2 条の 4 法第 4 条第 1 項の条例で定める割合は 100 分の 2 とする。

（公園施設の建築面積の基準の特別の場合）

第 2 条の 5 政令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項但し書きの条例に定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

③都市公園法施行令

【運動施設の敷地面積の制限】

都市公園（山吹運動公園）の面積に対する運動施設の敷地面積の総計は、50%を超えてはならないと定められています。現在の既存施設の敷地面積は、ほぼ 50%となっていることから、総合体育館の新設を含めて、運動施設の敷地面積を 50%以下とする必要があります。

ただし、市の条例において、敷地面積の制限を 60%または 70%以下に定めることも可能であることから、設計において床面積を精査したうえで、敷地面積の制限割合を定めます。

都市公園法施行令

（公園施設に関する制限等）

第 8 条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

3 体育館配置計画

(1) 必要面積

28 ページで想定した延べ床面積 6,800 m²程度のうち建築面積約 5,500 m²程度、さらに体育館外周に避難経路となる外階段の設置を含めた体育館配置に必要な面積を 8,700 m²程度と想定します。

(2) 配置計画の見直し

計画策定時に配置場所として想定した土地の活用は、徳川ミュージアム様と協議をした結果、賃貸借する土地を将来返却する場合には、原状回復が条件となることから、土地を活用することは困難であると判断し、下記のとおり配置計画の見直しを行いました。

- ・現市民体育館，駐車場，運動広場，芝広場等の北側エリアへの配置とします。
- ・具体的な配置場所は，基本設計プロポーザルの中で技術提案を受け，既存施設の再配置を含め，より土地の有効活用が図られ，かつ合理的な配置提案を参考とします。

(配置計画図は次ページ参照)

(3) 配慮すべき事項

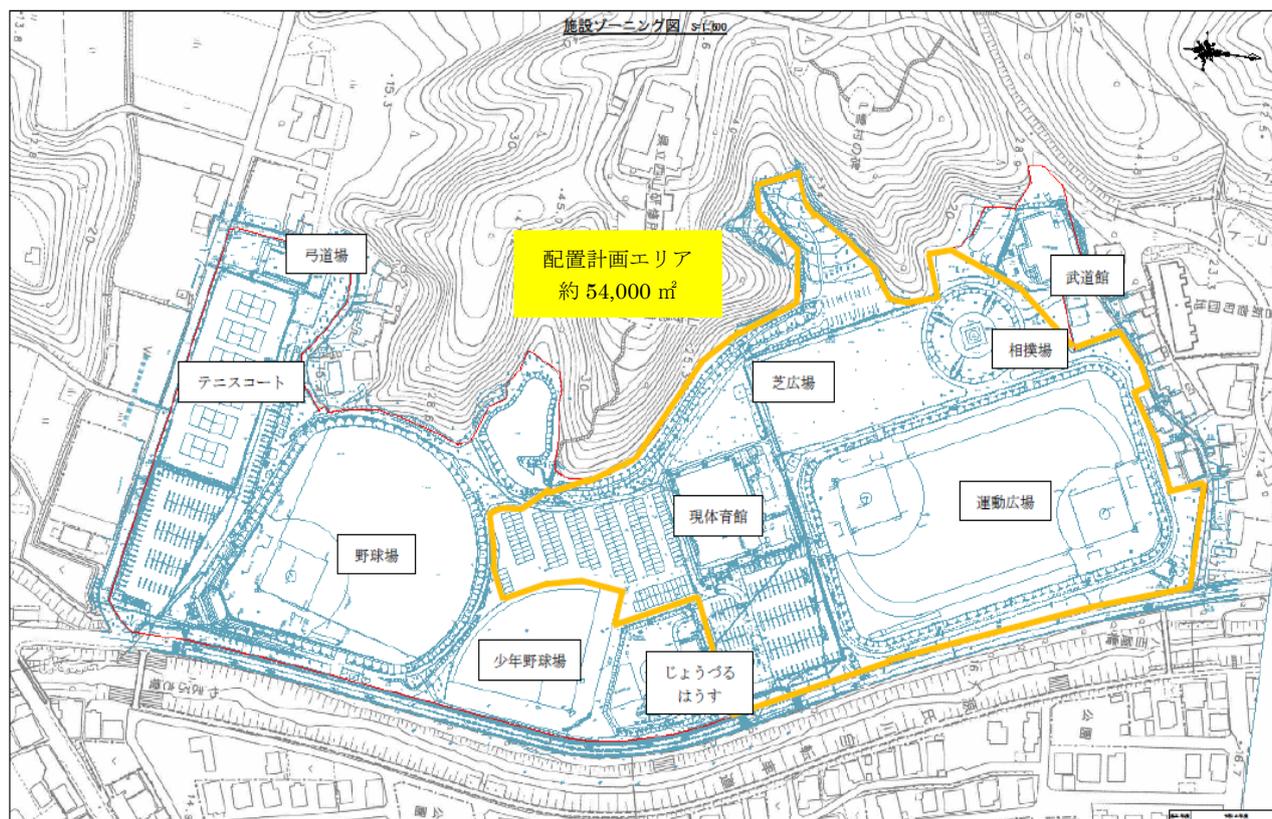
①代替施設の確保

新総合体育館の整備には、本体工事や外構工事に伴い、長期間施設の利用を制限する必要があります。運動広場や市民体育館は利用者も多く、工事期間中の代替施設として、体育館であれば水府海洋センター、屋外施設であれば白羽スポーツ広場及び大方運動広場などの現有施設の利用促進を図ることで対応します。

②武道館へのアクセス

武道館利用者の駐車場が配置計画場所に含まれることから、敷地内の武道館までのアクセス確保について配慮する必要があります。

【配置計画図】



【運動広場】



【芝広場】

4 周辺道路の整備

山吹運動公園へのアクセス道路は、日立笠間線及び国道 293 号から公園東側に面する市道 0107 線のみで、利用者のほとんどは車での来館となっています。

市道 0107 線は、道幅は狭くカーブが多いなど見通しが悪い箇所も多く、特に日立笠間線から体育館駐車場出入口手前はカーブとなっていることから、出入口を北側に移動させるなど利用者の安全性の確保について検討します。

また、イベント時の渋滞緩和対策や源氏川が氾濫した際の対策として、新宿天神林線へのアクセス道を設けることなどを関係機関と協議します。



5 駐車場の整備

山吹運動公園内の体育館側駐車場は 307 台ですが、新総合体育館の規模拡大に伴う観覧席の増大により、さらに駐車台数の確保することが必要となることから、現市民体育館跡地を整備し確保することとします。

また、トップレベルの大会を開催する場合、大型バス駐車場や関係者専用駐車場も整備する必要があります。

現在の駐車台数

駐車場		駐車台数
山吹運動公園	体育館側駐車場	307 台
	野球場側駐車場	215 台
大型バス用駐車場		0 台



体育館正面



体育館南側

(1) 必要整備台数の算出

2階固定席と併せて1階可動席等も設置した場合の座席数は、最大約2,000席を想定しています。利用の大多数が自動車での来館であることを踏まえた必要整備台数を以下のとおり算出します。

※自動車による来館者 90%で算出

利用方法	乗車人数 2 人	乗車人数 3 人
2階固定席のみ利用 1,000 席 (1,000 人)	$(1,000 \text{ 席} \times 90\%) \div 2 \text{ 人}$ = 450 台	$(1,000 \text{ 席} \times 90\%) \div 3 \text{ 人}$ = 300 台
2階固定席及び1階可動席等を利用 2,000 席 (2,000 人)	$(2,000 \text{ 席} \times 90\%) \div 2 \text{ 人}$ = 900 台	$(2,000 \text{ 席} \times 90\%) \div 3 \text{ 人}$ = 600 台

以下ことを踏まえ、必要整備台数を 500 台程度と想定しますが、交通渋滞による周辺住民への影響などを踏まえ、関係機関と協議する必要があります。

- ・ 1階可動席の利用頻度
- ・ これまでの大会利用実績
- ・ じょうづるはうす、少年野球場等の総合体育館以外の利用者との共用

(2) トップレベルの大会等への対応

トップレベルの大会等の開催時には、さらに駐車場確保が必要となる可能性があるため、周辺道路の渋滞緩和対策を講じる必要があります。

公共交通機関の利用を促すとともに、公園内の野球場・テニスコート駐車場、近隣の公共施設（総合福祉会館、愛保育園）との連携や、市役所駐車場からのシャトルバスの運行などにより対応することとします。

また、市民バスの停留所は駐車場出入口に設置されていますが、利用者の円滑で安全なアクセスを確保するため、公園内への移設についても検討します。



駐車場出入口（市民体育館側から撮影）

(3) その他の駐車場

①身障者用駐車場

- ・ エントランスに最も近いエリアに身障者用駐車場を設置するとともに、車いすの乗降に十分必要なスペースを確保します。
- ・ 駐車台数は、身障者用観覧席数に合わせ、10台程度整備します。
- ・ 身障者用駐車場からエントランスまで屋根を設けることにより、雨に濡れない動線を確保します。

②大型バス駐車場

- ・ トップレベルの大会や県レベル大会での利用を想定し、10台程度整備します。
- ・ 選手が体育館に円滑に体育館に入退室できるよう計画します。

③駐輪場

- ・ 自動車動線と自転車動線が交錯しないよう安全に配慮した動線計画とし、適切な規模、配置の駐輪場を整備します。

6 その他

(1) トップレベルの大会等への対応

以下のスペース確保について検討します。

- ・観客が入場前に待機列を組むためのスペース
- ・チケット販売やグッズ販売スペース

(2) 防犯対策

夜間利用者の安全対策として照明灯を設置するとともに、防犯カメラ等の設置を検討します。

(3) 屋外運動施設

グラウンド・ゴルフなどを楽しめる多目的運動広場や、ランニングコースを設置し、公園全体で市民が健康増進を図ることができる計画とします。

1 概算事業費

概算事業費（本体工事費）は、28 ページで想定した床面積 6,800 m²程度に対し、同規模の体育館の事例を参考に、m²単価を 550,000 円（税込）と想定します。この単価で試算すると、本体工事費は概ね 37 億円（税込）となります。

配置計画の見直しにより、土地活用にかかる造成工事（測量、設計等を含む）は執行しないこととなりますが、配置提案による新たな外構工事費が必要となります。

事業費は、今後の基本設計において、市民が利用しやすい体育館として必要機能等を確保しつつ、当初計画の約 46 億円（税込）を基本とし、詳細に検討してまいります。

費 目
①本体工事費（新総合体育館）
②外構工事費等（敷地造成，駐車場整備）
③解体工事費（既存体育館）
④設計委託費等（基本・実施設計，地質調査等）
⑤備品購入費

【参考】他市の体育館のm²あたり単価

市町村	竣工年月	延床面積 ()はメインアリーナ床面積	本体工事費	m ² あたり 単価
県内A市	H29.1	9,749 m ² (2,379 m ²)	5,187,348 千円	532,000 円
県内B市	H31.4	16,803 m ² (3,255 m ²)	8,775,432 千円	522,253 円
県外C市	R 2.9	8,010 m ² (1,800 m ²)	3,920,000 千円	495,829 円
県外D市	R 3.4	6,237 m ² (1,548 m ²)	2,720,000 千円	436,107 円

2 財源

財源は、社会資本整備総合交付金や地方創生拠点整備交付金など、様々な国・県・民間の助成事業を調査し、財政運営に有効な補助金や助成等を積極的に活用します。

また、合併特例債やまちづくり振興基金などを活用することにより、一般財源の負担縮減に努めます。

交付金等
①社会資本整備総合交付金
②地方創生拠点整備交付金
③合併特例債
④森林環境譲与税
⑤まちづくり振興基金（市基金）

1 概算維持管理費

新総合体育館では、施設規模の拡大や、これまで整備されなかった空調設備等を備えることで、光熱水費の維持管理費が大幅に増えることが想定されます。

現段階では他市の年間維持管理費を参考にすると、延べ床面積 6,800 m²程度に対し、概ね約 28,500 千円程度の概算維持管理費と想定されます。これは、現市民体育館の約 2.3 倍相当となります。

【他市年間維持管理費】※人件費は除く

科目	金額	備考
① 光熱水費	18,977 千円	・電気料 10,793 千円 ・水道料 2,125 千円 ・ガス代 6,059 千円
② 施設管理委託料	15,589 千円	
③ 使用料及び賃借料	6,225 千円	・トレーニングマシンリース料
合計	40,791 千円	
m ² あたり 約 4,185 円/m ² * 延床面積 9,749 m ²		



【新総合体育館想定年間維持管理費】

延床面積	m ² あたり維持管理費	年間維持管理費	現体育館の年間維持管理費 (延床面積：2,405 m ²)
6,800 m ² 程度	4,185 円	28,500 千円程度	維持管理費 12,442 千円 (内訳) ・光熱水費 6,144 千円 ・施設管理委託料 6,298 千円

2 収入の確保

適正な利用料金を設定することで収入を確保するとともに、維持管理しやすい設備の導入などにより支出の縮減を図ります。

- ・市民が利用しやすい適正な利用料金の設定
- ・講習会や自主事業教室の開催による参加費徴収
- ・トップレベルの大会等の誘致による収入確保

3 管理運営方針

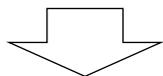
現市民体育館は、市が直接管理運営を行っていますが、新総合体育館ではサービス提供も多様化することから、専門的な知識やノウハウが求められます。

このことから、民間のノウハウを活用した指定管理者制度の導入や、多額となることが予想される光熱水費に対応するために維持管理しやすい設備を導入することにより、維持管理費の縮減に努めます。

(1) 持続可能な管理運営

指定管理者制度の導入を進め、利用者への良質なサービス提供とランニングコスト縮減を実現できる効果的な方法を検討します。

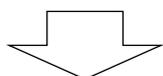
また、新たな自主財源の確保に努め、財政負担の軽減に努めます。



- ・ 民間ノウハウを活用した管理運営（指定管理者制度）
- ・ ネーミングライツ（施設命名権）や企業広告スペースの提供による財源の確保

(2) 維持管理費の縮減

劣化や損傷が進行する前に予防的に補修する（予防保全型）ことで、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理のしやすさや、環境への負荷の少ない設備等を積極的に導入することで、維持管理費の縮減に努めます。

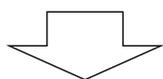


- ・ 予防保全型によるコスト縮減
- ・ 雨水の利用、自然採光・自然換気など環境負荷の低減
- ・ 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの活用

(3) 施設の利用促進

市民の利用を最優先としつつ、交流人口の拡大や地域活性化にもつながる学生スポーツ等の合宿を積極的に誘致します。

また、大会開催と一般貸出の同時貸出を可能とする柔軟性のある利用形態の構築や、受益者負担の考えを踏まえつつ、市民が利用しやすい料金を設定し利用促進を図ります。



- ・ 西山研修所等の宿泊施設と連携した学生スポーツ等の合宿誘致
- ・ 柔軟性のある効率的な施設利用
- ・ 利用しやすい料金設定

4 事業スケジュール

全体事業スケジュールを以下のとおり変更します。特に基本設計業務は体育館整備において重要であることから工期を12ヶ月に設定します。

供用開始は令和9年度を目指しますが、工期短縮の可能性も検討しながら進めてまいります。

変更前 変更後

年度	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
設計業者選考 プロポーザル	変更前				変更後																							
基本設計	変更前				12ヶ月																							
地質調査	変更前				変更後																							
実施設計					変更前				12ヶ月																			
本体工事									変更前				24ヶ月															
外構工事													変更前				12ヶ月											
既存体育館の 解体撤去									変更前				変更後				変更前											
供用開始																	変更前				変更後							

基本設計・基本計画で示された新総合体育館の具体的な要求事項について、敷地条件や法令等を考慮して平面・立面・断面等の基本的な図面としてまとめたもの

実施設計・基本設計の図面を基に、実際に行うために、材料・寸法・数量・費用・意匠（デザイン）等を、詳細な図面・積算としてまとめたもの

常陸太田市新総合体育館整備基本計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第 1 条 常陸太田市新総合体育館整備基本計画（以下「体育館整備基本計画」という。）を策定するにあたり、庁内において必要な事項を検討するため、常陸太田市新総合体育館整備基本計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他体育館整備基本計画に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育長を、副委員長には政策推進室理事をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員には、別表に掲げる者をもって充てる。
- 6 委員長は、別表に掲げる者のほか、必要と認める者を委員とすることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から体育館整備基本計画が策定された日までとする。

(会議)

第 6 条 検討委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要項定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 23 日より施行する。

この要項は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

別表（第3条関係）

職名
総務部長
企画部長
保健福祉部長
商工観光部長
建設部長
教育部長
政策推進課長
財政課長
防災対策課長
企画課長
観光振興課長
都市計画課長
建築住宅課長

常陸太田市新総合体育館整備基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市スポーツ施設整備計画に基づき、山吹運動公園市民体育館の整備にあたり、体育館の規模及び設備内容等を検討することを目的とした常陸太田市新総合体育館整備基本計画整備基本計画（以下、「体育館整備基本計画」という。）を策定するため、常陸太田市新総合体育館整備基本計画整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他体育館整備基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツ及びスポーツ施設に関する見識を有する者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から体育館整備基本計画が策定された日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年9月24日より施行する。

常陸太田市新総合体育館整備基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

氏 名	役職等	区分
秋山 美幸	常陸太田大使 青山学院大学女子バレーボール部監督	スポーツ又はスポーツ施設に関する有識者
井上 忍	茨城県スケート連盟会長	スポーツ又はスポーツ施設に関する有識者
及川 力	茨城県身体障がい者スポーツ協議会会長	スポーツ又はスポーツ施設に関する有識者
岡田 裕昭	茨城県バスケットボール協会会長	スポーツ又はスポーツ施設に関する有識者
根本 聡	茨城県体育協会専務理事	スポーツ又はスポーツ施設に関する有識者
大森 眞一	市体育協会副会長 市レクリエーション協会会長	スポーツ団体
直江 克也	市体育協会剣道部長 茨城県体育協会理事	スポーツ団体
梶 ひろみ	梶建築設計室	その他市長が認める者
篠原 勝幸	市町会長協議会連合会会長	その他市長が認める者

【計画策定・改訂の経過】

月日（曜）	会議等	内容
令和2年 10月9日（金）	第1回庁内検討委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画の概要（案）について
10月9日（金） ～ 10月31日（土）	アンケート調査	・調査対象 市民，体育館利用団体，スポーツ・レクリエーション団体，スポーツ推進委員 ・主な調査内容 新しい体育館の整備の必要性について 現在の体育館の施設面，機能面で不便に感じたことについて 新しい体育館に望む機能，設備について 等
10月27日（火）	第1回策定委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画の概要（案）について
11月13日（金）	第2回庁内検討委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画アンケート調査結果について ・第1回庁内検討委員会からの変更点について
11月19日（木）	第2回策定委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画アンケート調査結果について ・第1回策定委員会での主な意見を踏まえた庁内検討委員会の協議結果の概要について ・常陸太田市新総合体育館整備基本計画の概要について 等
令和3年 2月16日（火）	第3回庁内検討委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画（案）の状況について
2月19日（金）	全員協議会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画（案）の状況について
3月18日（木）	第3回策定委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画（案）について
3月23日（火）	第4回庁内検討委員会	・常陸太田市新総合体育館整備基本計画（案）について
8月18日（水）	第5回庁内検討委員会	・新総合体育館整備基本計画における配置計画の見直し（案）について
8月20日（金）	全員協議会	・新総合体育館整備基本計画における配置計画の見直しについて

常陸太田市新総合体育館整備基本計画

令和3年3月 策定

令和3年8月 改訂

常陸太田市教育委員会 スポーツ振興課

〒313-0007 常陸太田市新宿町1番地

電話：0294-73-0090

FAX：0294-73-1230

E-mail：sports1@city.hitachiota.lg.jp